

和歌山市奨学金返還助成制度 対象企業募集要項

和歌山市では、就職などを契機とした学生等の本市からの流出や、本市の産業を担う人材の確保といった課題を解決するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り受けている学生等が卒業後に、市内にある医療、福祉・介護分野などの企業に専門的職種で就職し、３年間定着した場合、企業と本市が連携して奨学金の返還を支援する「和歌山市奨学金返還助成制度」を設けています。

つきましては、本制度の趣旨に賛同し参画いただける企業を募集いたします。

○対象事業者

次の各号のいずれにも該当する事業者を対象とします。

(１) 次のア及びイを満たすもの

ア 和歌山市内（以下「市内」という。）に主たる事業所を有する、日本標準産業分類（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた産業に関する分類をいう。）に掲げる中分類８３―医療業、小分類５６４―ドラッグストア、小分類６０３―医薬品・化粧品小売業、小分類８１９―幼保連携型認定こども園、小分類８５３―児童福祉事業又は小分類８５４―老人福祉・介護事業に係る事業を行う法人

イ 本助成金の交付が受けられると見込まれる者を市内の事業所等で専門的職種（看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育教諭、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）として期限の定めのない雇用形態で勤務させることを条件に採用すること。

(２) 次のいずれにも該当しないこと。

①和歌山市暴力団排除条例第２条第１号の暴力団、若しくは同条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員と密接な関係を有している。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項又は第５項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託している。

③法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない。

④労働関係法規等の法令に違反している。

⑤その他、本制度の信頼を損なうおそれがある。

○参画の要件

本制度に参画するための要件は次のとおりです。

- (１) 参画企業は、交付対象者を期限の定めのない雇用形態により３年間継続して雇用したときに、助成金の２分の１に相当する額を和歌山市奨学金返還支援基金に出捐すること。
- (２) 出捐について、通知の日から３か月以内に出捐金を納入すること。
- (３) 対象企業は、交付対象者をできる限り採用するよう努めること。

- (4) 対象企業は、本制度を適用して採用する人数を設定し、交付対象者を採用する場合、採用予定人数枠に達するまでは、必ず本制度を適用すること。
- (5) 対象企業は、採用予定人数枠を超えて交付対象者を採用することができる。但し、本制度を適用せずに採用する場合は、必ず本人の同意を得ること。
- (6) 対象企業は、インターンシップや企業説明会等を実施し、交付対象者が企業研究を行う機会を設けるよう努めること。
- (7) 対象企業は、交付対象者が就職後に市に提出する書類の発行に協力をする事。
- (8) 対象企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めること。

○助成対象となる学生等

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り受けている大学生、短大生、大学院生（修士課程）又は専門学校生で専門的職種の資格を取得予定の者

○助成の要件

大学等を卒業後、和歌山市内に居住し、市内の指定事業者・業種に一定期間（3年間）定着すること。

○助成金額

25万円×奨学金受取月数／12（1,000円未満切り捨て）

- 例**
- 2年制の場合 上限50万円
 - 3年制の場合 上限75万円
 - 4年制の場合 上限100万円
 - 6年制の場合 上限150万円

※採用した人材が定着（3年勤務）した際に、助成金額の2分の1を参画企業から出捐していただくこととなります。

○参画の申込み

本制度の趣旨に賛同していただける企業は、和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（様式1）及び法人概要が分かる書類を提出ください。

○お申込み・お問い合わせ先

和歌山市 総務局 総務部 総務課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
Tel : 073-435-1018／ Fax : 073-423-4625
E-mail : soumu@city.wakayama.lg.jp